

広報

しまかわ

Public Relations Shimokawa

8

2026
令和8年

No.782

- 2 まちの家計簿 令和7年度決算報告
- 4 しもかわ財団の紹介 ～つなぎ・ささえ・つくる～
- 5 しもかわ人名鑑
- 6 お元気ですか保健師です
- 8 共育にゆーす
- 10 消防署より
- 11 町長室から・まちの話題
- 12 まちの話題
- 14 安全・安心スマホ教室 ほか
- 15 8月は「北方領土返還要求運動強調月間」です ほか
- 16 令和8年度介護保険料のお知らせ
- 17 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ
- 18 高額療養費制度が見直されます
- 20 暮らしのお知らせ ほか
- 23 図書室だより ほか



6月23日 二階堂蓮選手メダル獲得祝勝パレード より

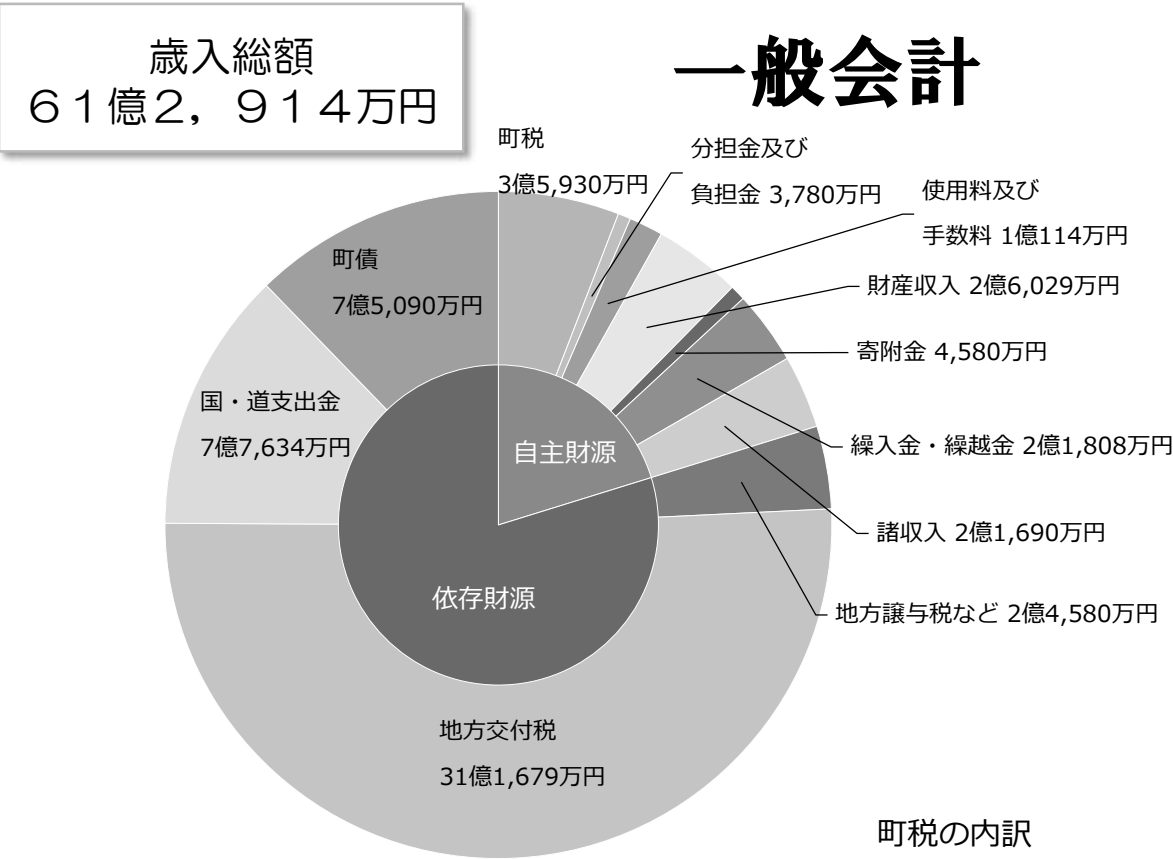
下川町が給料収入 3 0 0 万円の家庭だったら

令和7年度の一般会計決算を家計に例えてみました。収入は、給料、親からの仕送り、借入金など合計で494万円。支出は、食費、生活費、自宅の増築など合計で481万円となり、差額の13万円を翌年度の収入として繰り越しました。また、貯金は3万円増え、借金は9万円増えました。

【収入】		【支出】	
給料	3 0 0 万円	食費	8 9 万円
町税、地方交付税など		人件費	
その他の収入	5 9 万円	生活費	1 8 2 万円
使用料や負担金など		物件費、補助費など	
親からの仕送り	6 3 万円	医療費	1 8 万円
国・道支出金		扶助費	
貯金の取り崩し	1 1 万円	自宅の修理費	2 8 万円
繰入金		維持補修	
借入金	6 1 万円	自宅の増築	7 3 万円
町債		投資的経費	
〔貯金と借金〕		子どもへの仕送り	2 2 万円
・貯金の残高 1 5 8 万円		繰出金	
(昨年より3万円増)		借入金の返済	5 4 万円
・借金の残高 4 4 2 万円		公債費	
(昨年より9万円増)		貯金	8 万円
		積立金	
		その他の支出	7 万円
		貸付金など	
収入合計 4 9 4 万円		支出合計 4 8 1 万円	

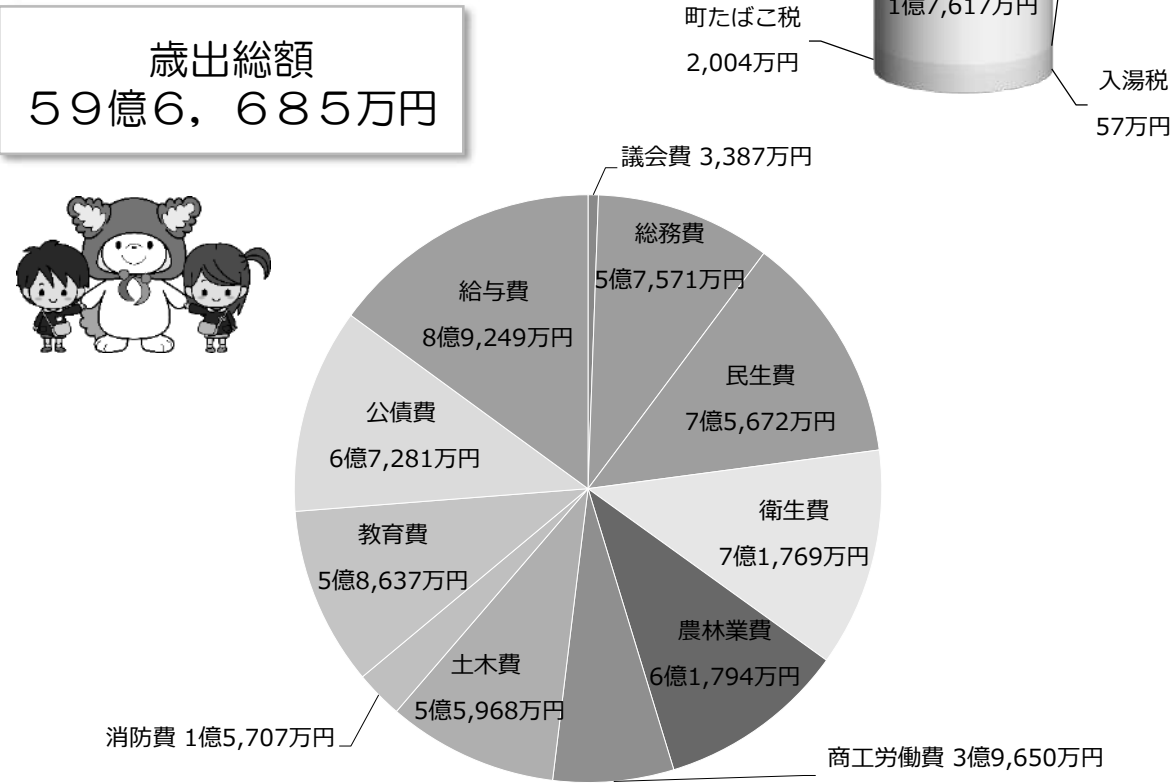
特別会計			特別会計は、町が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するため、一般会計とは別に経理を行う会計です。
会計名	歳入	歳出	
介護保険特別会計			
介護保険事業勘定	4億4,865万円	4億1,161万円	
介護サービス事業勘定	3億4,968万円	3億4,186万円	
国民健康保険事業特別会計	3億8,185万円	3億7,559万円	
後期高齢者医療特別会計	6,980万円	6,974万円	

企業会計					企業会計は、地方公営企業法の適用を受けて経営している会計です。
会計名	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	
病院会計	5億4,632万円	5億9,018万円	2,917万円	3,596万円	
下水道会計	2億6,833万円	2億5,761万円	1億9,296万円	2億6,351万円	
簡易水道会計	1億401万円	2億5,963万円	3,555万円	3,757万円	



☆基金残高
19億5,946万円 (対前年度比 2.2%増)

★地方債残高
54億8,397万円 (対前年度比 2.1%増)



まちの家計簿

令和7年度
決算報告

町では、町民の皆さんに町の財政状況を知っていただくため、決算の執行状況などを公表しています。今回は、令和7年度の決算についてお知らせします。

しもかわ財団の活動紹介

「つながぎ・ささえ・つくる」

■お問い合わせ

総務企画課 企画調整係

☎ 4-2511 内線227

しもかわ地域振興機構（通称…しもかわ財団） ☎ 4-3511

【地域おこし協力隊の活躍を紹介！】

地域おこし協力隊とは、都市部から地方へ移住し、その土地で様々な地域協力活動を行いながら定住・定着を図ることを目指した総務省の制度です。今では多くの自治体で導入されています。

しもかわ財団では、協力隊の皆さんが活動期間終了後も下川町に定住につながるよう、地域の方々に活動を知ってもらい、応援の輪を広げることが重要と考え取組みを進めています。

今回は、昨年度よりしもかわ財団で「移住コーディネーター」として活躍している、楠原康宏さんの取り組みをご紹介します。



【移住コーディネーター・楠原さんの挑戦】

しもかわ財団で、地域おこし協力隊の移住コーディネーターとして活動している「くっすー」です。

主な仕事は、下川町への移住を検討している方からの相談対応や、「しもかわちよつと暮らし体験」の受け入れです。住まいや仕事、子育て、地域での暮らしなど、一人ひとりの希望に合わせて、下川町での暮らしをご案内しています。

また、道内外で開催される移住フェアにも出展し、下川町での暮らしや仕事、住まい、自然環境などを紹介しています。

前職での動画制作の経験を生かし、町の魅力を伝える情報発信にも取り組んでいます。町内で開催されるイベントや地域で活動する皆さん、下川町の自然や日常の風景などを写真や動画で撮影し、WebサイトやSNS、YouTubeを通じて発信しています。今年度は、移住関連の情報発信に加え、下川商業高等学校の魅力や特色を伝えるPR動画

も制作しました。地域の皆さんと関わる中で、映像だからこそ伝えられることや、動画が役立つ場面を見つけ、地域で必要とされる動画づくりにも取り組んでいきたいと考えています。

そのほか、町民や移住者、下川町への移住を検討している方などが気軽に交流できる「タノシモカフェ」の運営にも携わっています。立場や年代を問わず、ゆるやかにつながることのできる交流の場です。

これから町内の皆さんと関わりながら、下川町での暮らしや地域の活動、町のさまざまな魅力を町内外へ伝えていきます。

Webサイト
「タノシモ、しもかわ」



YouTube
「下川移住サポート」



下川商業高等学校
PR動画



下川で暮らす方々の、仕事や暮らし、町との関わりを紹介する「しもかわ人名鑑」。
今回は、これまでにご協力いただいた皆さんを改めて振り返ります。(順不同)
また、次のQRコードから、これまで紹介した人の記事を見ることができますので、
是非ご覧ください。



かまもと みつじ
鎌本 光司さん



下川商業高校の校長。地域と連携し、生徒の新しい挑戦を支え続ける。

よこい まさひこ
横井 雅彦さん



下川にUターン。下川ふるさと興業で、地域産業の振興に取り組む。

こんどう しょうじ
近藤 正治さん



下川で木工工房「木子精」を営み、鉋を使った箸作り体験を行っている。

こたに ももこ
小谷 桃子さん



下川でゲストハウス＆カフェゆらりを営み、音楽活動にも取り組む。



すずき よしこ
鈴木 芳子さん



スナック「Cocole」を営み、町の人同士が寄り添える場所をつくる。

たけもと れいこ
竹本 礼子さん



子ども運動遊び「しもかわっこ」を主催し、体を動かす楽しさを広げる。

のぐち とみお
野口 富生さん



観光や仕事で北海道を巡り、2023年に下川へ。自然に囲まれ暮らす。

たかはら こゆき
高原 小雪さん



下川町出身。観光協会が発信を担い、仲間と音楽や服づくりに挑戦する。

お元気ですか
保健師です

年に一度は健(検)診で体の状態を確認しましょう

お元気ですか
保健師です

を受けて体の状態を確認しましょう。受けたことがない人やしばらく受けていない人は特にお申込みをお待ちしています。今年度の集団健診からは、血圧に関わることも広く知られている塩分について、尿検査から1日推定塩分摂取量の目安がわかる検査項目を追加しています。

【集団健(検)診のご案内】

■日時・場所

月日	場所	受付時間
10月24日(土) 10月25日(日)	総合福祉センター 「ハピネス」	午前6時～11時 *混雑防止のため15分ごとに区切ってご案内します。

*昨年度の健(検)診時にお申込みいただいている人は、再度お申込みする必要はありません。
*受付時間にご希望のある人は、申し込み時にお知らせください。
*都合がつかない場合は、個別健(検)診もあります。

■各種健診の対象者・内容

ハピネス健診	国保特定健診	後期高齢者健診
・18歳～39歳以下の人 ・生活保護を受給されている人	40歳以上74歳以下の人 (下川町国保加入者のみ)	後期高齢者医療被保険者
【内容】①尿検査 ②身体測定 ③問診・血圧測定 ④診察 ⑤血液検査 ⑥心電図検査 ⑦眼底検査 ※集団健診では、眼底検査や尿中アルブミン検査も含まれるためお得です。 さらに今年度から、 1日にどれくらいの塩分を摂っているかの目安 がわかる尿中クレアチニン・尿中ナトリウム検査を追加しています！		
【健診料金】 500円 ※通常11,000円かかる検査を500円で受けられます。		

国保以外の特定健診

国保以外の保険(社保等)の被保険者は、ご加入の医療保険からの受診券を持参することで受けることができます。申し込みの際に国保ではないことをお申し出ください。健診項目・料金は加入されている保険により異なります。

■同日に受けられるがん検診の内容・自己負担額

《対象者》 40歳以上の町民(職場健診のある人、病院で治療中の人は除きます。)

項目	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診
内容	胃バリウムレントゲン検査	胸部レントゲン検査	検便検査(2日分)
料金	【一般】2,000円 【国保】1,000円 【後期高齢者医療】600円	【一般】700円 【国保】300円 【後期高齢者医療】200円	【一般】800円 【国保】400円 【後期高齢者医療】300円

★生活保護を受けられている人は、無料です。
★50歳以上の男性は、「前立腺がん検診(PSA血液検査)」も2,310円(全額自己負担)で受けられますので、お申込みください。

■お問い合わせ 保健福祉課 保健係 総合福祉センター「ハピネス」 ☎4-3356

皆さんは年に一度の健(検)診を受けていますか。生活習慣病は自覚症状がほとんど出ないため、気付かないうちに発症していることもあります。健(検)診を受け体の状態を確認しましょう。

■高血圧が身体に及ぼす影響

血圧とは、血液が血管の内側を押す力のことです。この圧力が高い状態が続くと、血管の壁に絶えず負担がかかり、やがて血管が硬く、もろくなり、動脈硬化が進行します。

血圧は120/80mmHgを超えて高くなるほど、脳卒中、冠動脈疾患、慢性腎臓病、心不全、心房細動、認知症などの罹患リスク及び死亡リスクが高くなると言われています。

140/90mmHg以上になると、心血管疾患の発症が増加することは明らかであり、こうした血圧と心血管疾患発症率に関する研究を根拠に140/90mmHg以上を高血圧と診断基準が決められています(表1)。

140/90mmHg以上の高血圧の中でもより血圧が高くなるとともに心血管疾患死亡リスクは上がります(図1)。

表1 成人における血圧値の分類

分類	診察室血圧 (mmHg)	
	収縮期血圧	拡張期血圧
正常血圧	<120	かつ <80
正常高値血圧	120～129	かつ <80
高値血圧	130～139	かつ/または 80～90
I度高血圧	140～159	かつ/または 90～99
II度高血圧	160～179	かつ/または 100～109
III度高血圧	≥180	かつ/または ≥110

図1 血圧別の心血管疾患死亡リスク

血圧分類	相対リスク (正常血圧を1.0とした場合)
正常血圧	1.0
正常高値血圧	約1.5
高値血圧	約2.0
I度高血圧	約3.0
II度高血圧	約5.5
III度高血圧	約9.5

参考: EPOCH-JAPAN研究

7

広報しもかわ 2026 (R8).8

6

広報しもかわ 2026 (R8).8

二階堂蓮選手が幼小中高を訪問

6月23日、二階堂蓮選手がこども園、下川小学校、下川中学校、下川商業高校を訪問し、子どもたちと交流しました。こども園では、メダルをすぐそばで見た子どもたちが目を輝かせ、小学校では、「ジャンプを飛ぶときにはどんな意思をもって飛びますか？」中学校では、「どうやって調子が悪い時や上手くいかないときに気持ちを立て直しますか？」などたくさん子どもたちが手をあげ、たくさんの質問を投げかけました。「ジャンプを飛ぶ前は無心。良いイメージだけをもって飛ぶのが大事。上手くいかないときは、無理せずにしっかり休むのも肝心」と、オリンピック選手の心の持ち方に触れ、自分にも活かしていこうと、真剣にうなずきながら聞いていました。



中学生が森ジャムボランティアで活躍

6月27日、中学生2名が森ジャムの運営ボランティアに参加しました。当日はあいにくの雨模様でしたが、美桑が丘の森の中で、どさんこ馬のはなちゃんのふれあいブースを担当。はなちゃんのエサやり体験用のニンジンの販売、美術の授業で描いたはなちゃんのステッカーを手渡すなど、来場者とたくさん交流しながら、森ジャムを盛り上げました。最後までしっかり頼まれた仕事をやりきる、とても頼もしいボランティアぶりでした。



共 育 に ゆ ー す



第2回 小学校クラブ活動 高校生が講師役に！

第2回のクラブ活動は、下川商業高校3年生が企画、運営を行いました。小学校会場と高校会場に分かれて活動開始。今日を心待ちにしていた小学生たちは、高校生のお兄さんお姉さんたちの話をよく聞きながら、料理、工作、スポーツなどに取り組みました。

JKのアイスクリーム教室



嵐をまきおこせ! かくれんぼ



グランメゾン下川 (カップケーキづくり)



ミニバス



紙飛行機飛ばし隊



宝さがしおにごっこ



4年生がごみのゆくえを学びました

社会の学習で、4年生はゴミのゆくえを学びます。7月1日には下川町内の廃棄物処理場、土壌改良施設、ヨックル(コンポスト)を見学し、7月10日には、名寄市の炭化センター、リサイクルセンター、最終処分場を見学しました。さらに、7月15日には、サントリーの出前授業があり、プラスチックの再生について学び、下川で回収されたペットボトルが再びペットボトルに生まれ変わる「水平リサイクル (ボトルtoボトル)」のことを知り、子どもたちはたくさんメモをしながら熱心に学びました。



町長室から 第7回

6月23日に、ミラノ・コルティナ冬季五輪でメダル3個(銀1・銅2)を獲得したスキージャンプの二階堂蓮選手(日本ビール所属・下川商業高校卒)の下川町民栄誉賞授与式並びに祝勝パレードを開催しました。

二階堂蓮選手は、当日朝、町長室に来てくださり、3つのメダルを見ることができました。メダルは重かったです。

「下川町の皆さんが、現地イタリアまで応援に来てくださり、心強かった。皆さんのお陰でメダルを3つ獲得することができました。ありがとうございます。」と御礼の言葉をいただきました。

二階堂選手は白いオープンカーに乗り、町役場前からの約1.2キロのコースを約30分かけてパレードし、多くの町民の皆様が沿道に駆けつけ、メダリストの凱



旋を祝福しました。パレード前には「町民栄誉賞」の授与式が行われ、町民栄誉賞の賞状と下川町の丸太で作成した町民栄誉賞盾を渡しました。名寄土管製作所作成の手形プレートも渡されました。

二階堂蓮選手は「4年後は全種目で金メダルを目指して頑張ります。またパレードをしたい」と力強く誓いの言葉を述べられました。

今シーズンも活躍を期待しています。



まちの話題

下川町町民栄誉賞授与式並びに ミラノ・コルティナオリンピックメダル獲得祝勝パレード

6月23日 役場庁舎前、町内

町では二階堂選手に下川町町民栄誉賞を授与するとともに、その輝かしい功績を称えるため、メダル獲得祝勝パレードを開催しました。

パレードでは、沿道に町内外から多くの観衆が駆け付け、温かい拍手や声援で祝福しました。会場は終始喜びと感動に包まれ、郷土の誇りである二階堂選手の活躍を町民一丸となって祝う一日となりました。



消防署からのお知らせ



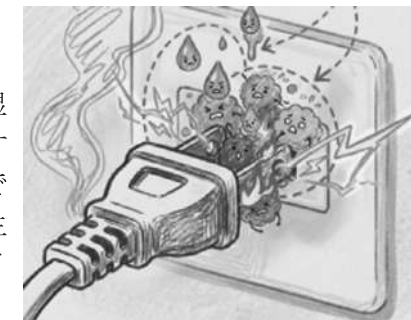
119
消防署より
■お問い合わせ
下川消防署 4-2119

電気火災に注意！身近な家電が火事の原因に

私たちの暮らしに欠かせない電気製品。部屋を見渡せば、たくさんの家電に囲まれているのではないのでしょうか。しかし、とても便利な電気製品も、ほんの少しの不注意から火災につながるケースが少なくありません。

「トラッキング現象」を知っていますか？

火災の原因としてよく耳にする「トラッキング現象」。これは、コンセントに挿しっぱなしのプラグにホコリが溜まり、そこに湿気などの水分が合わさることで電気が流れてショートし、発火する現象です。恐ろしいのは、電気製品のスイッチが「OFF」であっても、プラグがコンセントに挿さっているだけで火災が発生する可能性があるということです。火災を防ぐために、次のポイントを日頃から心がけましょう。



～電気火災を防ぐための3つの対策～

1. プラグを抜く・掃除する：使用していない電気製品はできるだけプラグをコンセントから抜き、定期的に掃除をしましょう。
2. 「挿しっぱなし」を点検する：冷蔵庫やテレビ、洗濯機など、挿しっぱなしのプラグは時々抜いて、ホコリをきれいに拭き取りましょう。
3. 便利グッズを活用する：市販のトラッキング防止カバーをプラグに取り付けるなどの対策も効果的です。

放火火災を防ぎましょう！

火災の原因で「放火及び放火疑い」が上位となっており、ここ数ヶ月、道内で放火が相次いで発生しています。

下川町内ではここ数年放火による火災は起きていませんが、引き続き「放火されない環境づくり」に取り組みましょう。特に、町外に空き家を所有されている方は、適切な管理と定期的な状況確認を心がけてください。

放火されない環境づくりのポイント

周りに燃えやすい物を置かない	センサー付き照明器具などの外灯をつけ、明るくする	古新聞や段ボールなどは物置や倉庫に入れて鍵を掛ける	ゴミは決められた日の朝に出す
-----------------------	---------------------------------	----------------------------------	-----------------------

人権の花運動

6月23日 認定こども園「こどものもり」

人権擁護委員が中心となって実施する「人権の花運動」が行われました。この運動は、花を育てることを通して生命の尊さや思いやりの心を育むことを目的としています。当日は、園児たちが元気いっぱいに人権擁護委員の皆さんと一緒に花の苗を植えました。



第27回郷土の森づくり

6月25日 町道珊瑚12線付近

サンル川周辺の森を地域の皆さんとともに再生し、次世代へ豊かな自然を引き継ぐことを目的とした「郷土の森づくり」植樹会が開催されました。今年で27回目を迎え、参加者は故郷への思いを込めながら、オニグルミやハルニシなどの苗木を一本一本丁寧に植樹しました。



RIKA NOVA 夏の星空コンサート

7月8日 認定こども園「こどものもり」

当日は園児のほか、老人クラブなどの皆さんも参加し、歌や星空にまつわる話を楽しみました。星空の映像に合わせた演奏も披露され、子どもたちは音楽に合わせて体を動かしたり、美しい星空を見つめたりしながら、楽しい時間を過ごしました。世代を超えて音楽と星空の魅力を共有する、心温まるコンサートとなりました。



戦没者追悼式

7月10日 総合福祉センターハピネス

戦没者追悼式が開催され、過去の戦争で尊い命を捧げられた方々に哀悼の意を表すとともに、平和で民主的な社会を次世代へ継承することを誓いました。参列者全員で黙とうを捧げ、平和の尊さへの思いを新たにしました。



森ジャム・しもりんマルシェ2026

6月26日～6月27日 美桑ヶ丘、桜ヶ丘公園

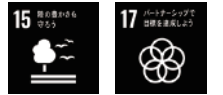
森の恵みを活用し、楽しみながら、人々が「やりたいこと」を持ち寄って交流するイベント「森ジャム」が2日間にわたり開催されました。

26日の前夜祭では、来場者が音楽を聴きながら飲食を楽しんだほか、焚き火を囲んで思いの時間を過ごし、イベントの始まりを満喫していました。

27日はあいにくの雨模様となりましたが、会場ではワークショップや雑貨、飲食の出店をはじめ、林業機械の試乗体験、チェーンソーアートによる「クイックカービングショー」、ツリークライム、PMF特別コンサート、音楽ライブなど多彩な催しが行われました。来場者は各ブースや体験プログラムを楽しみながら、それぞれ思いの時間を過ごしていました。

また、フレパ駐車場では「しもりんマルシェ2026」も同時開催され、いちごのつかみ取りなどでにぎわいを見せていました。

森の魅力を感じながら、多くの人が交流を深める機会となった2日間でした。



8月21日(金)
13:00-15:00

まちおこしセンター コモレビ



心配しながら使って

安全・安心

スマホ講座

いませんか？

今や生活に欠かせないスマートフォン
の安全・安心な利用方法
や操作を学ぶ講座です



定員 **20名**
参加料 **無料**

1 スマホの安全な操作と デジタルの基礎知識 13:00～

講師：北海道立消費生活センター
デジタル推進・企画担当部長 道高 真理 氏

内容：スマホの便利な使い方、詐欺アプリやサイトの
見分け方、SNS利用時の注意点など。

2 詐欺電話体験と 最新の特殊詐欺手口 14:00～

講師：北海道地域安全課主幹 福士 大介 氏

内容：最新の特殊詐欺手口、地域の被害事例
警察との連携方法など。
詐欺電話の体験は、どなたかの
体験を皆さんで見てください。

お問合せ・お申込み：

下川消費者協会事務局(役場町民生活課総合窓口係)
TEL4-2511 内線520

主催 下川消費者協会

高齢者運転免許自主返納相談会について

運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による
事故を防ぐため、名寄警察署交通課による高齢者の運転免許自主返納の相談会を
以下のとおり開催します。

なお、相談会の参加には事前予約が必要となりますので、8月18日(火)午前
中までにご連絡ください。

※予約がない場合は運転免許自主返納相談会は中止となります。

連絡先 町民生活課生活環境係 ☎4-2511 内線521
日 時：令和8年8月19日(水) 午前10時～午前11時45分
会 場：コモレビ エントランス



ご自分やご家族の運転に不安を感じたら、運転免許の返納について
考えてみましょう！

8月「北方領土返還要求運動強調月間」です

戦後、未解決であった領土問題の内、奄美群島、小笠原諸島、そして沖縄が祖国に復帰しましたが、北方領土すなわち歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島については、領土問題が未解決のまま祖国復帰が未だ実現していません。

領土問題解決に向けて、8月1日から31日まで、役場庁舎1階ロビーに北方領土返還署名コーナーを設置しております。

署名を通じて北方領土返還の実現に向け、ご協力をお願いします。

なお、署名は請願書として北海道を通じ、衆議院及び参議院に提出されます。



■お問い合わせ 総務企画課 企画調整係 4-2511 内線227

ふるさと下川を応援しませんか？ 「札幌下川会」会員募集中

平成13年の発足以来、ふるさと下川を想う仲間たちが集い、親睦や情報交換を深めている「札幌下川会」。

現在、約80名の会員が交流を続けています。

下川町が大好きな方、札幌で下川との繋がりを持ちたい方は、ぜひお気軽にご入会ください。

○活動内容 会員相互の親睦、情報交換、下川町との交流など

○年会費 2,000円

【お知らせ】 今年は10月24日(土)に総会を予定しています。



■お問い合わせ 産業振興課 商工観光係 4-2511 内線318

令和8年度介護保険料のお知らせ

●介護保険料の算定について ～税制改正に伴う特例措置のお知らせ～

令和7年度の税制改正により「給与所得控除」が引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料については制度を安定して運営するため、改正前の控除額に調整して計算されます。そのため、給与等収入金額が55.1万円以上190万円未満の人の一部で、住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。

介護保険制度運営のため、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

●介護保険の判定基準が変わります ～年金額の改定に合わせて、基準額を引き上げます～

■介護保険料（令和8年4月から）

所得段階		＜改正前＞	＜改正後＞
第1段階	町民税 非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等 <u>80.9万円以下</u> の人	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等 <u>82.65万円以下</u> の人
第2段階		本人年金収入等 <u>80.9万円超</u> 120万円以下の人	本人年金収入等 <u>82.65万円超</u> 120万円以下の人
第4段階	町民税 本人非課税	本人年金収入等 <u>80.9万円以下</u> の人	本人年金収入等 <u>82.65万円以下</u> の人
第5段階		本人年金収入等 <u>80.9万円超</u> の人	本人年金収入等 <u>82.65万円超</u> の人

■高額介護（予防）サービス費（令和8年8月から）

所得段階	＜改正前＞	＜改正後＞
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円以下</u> の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>82.65万円以下</u> の人

※高額介護（予防）サービス費は、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

■特定入所者介護（予防）サービス費（令和8年8月から）

利用者負担段階	＜改正前＞	＜改正後＞
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円以下</u> の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>82.65万円以下</u> の人
第3段階①	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円超</u> 120万円以下の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と合計所得金額の合計が <u>82.65万円超</u> 120万円以下の人

※特定入所者介護（予防）サービス費は、介護保険施設やショートステイを利用する人の食費・居住費について、低所得者の人への補助を行う制度です。

■お問い合わせ 保険料に関すること：町民生活課税務係 4-2511（内線524）
制度に関すること：保健福祉課介護保険係 4-2511（内線727）

資格確認書等の年次更新について

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方の令和7年8月1日から令和8年7月15日までに交付された資格確認書等の有効期限は**令和8年7月31日**をもって満了となっております。

有効期限更新後の資格確認書等を7月中に送付しておりますので、新しい資格確認書かマイナ保険証で受診してください。

令和6年12月2日より従来の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

国民健康保険

○マイナ保険証をお持ちの方 → そのままお使いください。

・70歳以下の方 → 既に交付されている「資格情報のお知らせ」に有効期限はありませんのでそのままお使いください。

・70歳以上の方 → 自己負担割合を判定のうえ「資格情報のお知らせ」が交付されます。一定以上所得のある方は3割負担となります。

○マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請によらず資格確認書が交付されます。

※他の健康保険から国民健康保険への切り替えなど、加入する健康保険が変わった場合は、これまで通り加入・脱退の手続きが必要です。他保険に加入し、国保喪失の手続きをされていない方は、他保険に加入したことが分かるもの（社会保険の資格確認書等）をお持ちのうえ、下記窓口で国保喪失の手続きをお願いします。

後期高齢者医療制度

○84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方 → マイナ保険証で受診してください。
「資格情報のお知らせ」が交付されます。

○85歳以上の方 → 申請によらず全員に資格確認書が交付されます。

○マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請によらず資格確認書が交付されます。

※マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により、資格確認書を取得できます。親族や介助者の代理申請も可能です。

■お問い合わせ 保健福祉課 医療給付係 ☎4-2511 内線726

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) <多数回該当>	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税非課税世帯Ⅱ 【70歳以上】	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

■お問い合わせ 保健福祉課 医療給付係 ☎4-2511 内線726

令和8年8月から 高額療養費制度が 見直されます



高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

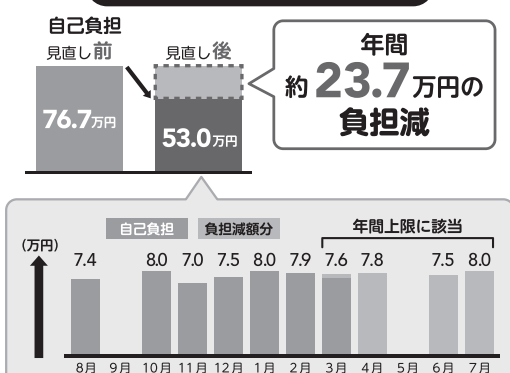
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて 高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例(70歳以上で現役並み以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村(国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター
☎0120-617-111
においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

お知らせ

軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車を所有している人が、軽自動車等の主たる定置場となる市町村に対して納める税金です。

軽自動車のうち、以下の表に記載の車両については下川町役場（町民生活課税務係）で登録・廃車等の手続きを行います。

■原動機付自転車

種 類	税 額
原動機付自転車（～50cc以下）	2, 0 0 0 円
原動機付自転車（50cc超～90cc以下）	2, 0 0 0 円
原動機付自転車（90cc超～125cc以下）	2, 4 0 0 円
原動機付自転車（50cc～125cc以下 排気量4kw以下）	2, 0 0 0 円

■小型特殊自動車

種 類	税 額
農耕用作業機	2, 4 0 0 円
その他	5, 9 0 0 円

■原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きについて

原動機付自転車・小型特殊自動車については、次の手続きを行う必要があります。

■登録・変更手続

次に該当する場合は速やかに登録・変更手続をお願いいたします。

- ①原動機付自転車又は、小型特殊自動車を新しく購入した。
- ②原動機付自転車又は、小型特殊自動車を譲り受けた。
- ③原動機付自転車を改造して排気量を変更した。

■廃車手続

次に該当する場合は速やかに廃車手続をお願いいたします。

- ①原動機付自転車又は、小型特殊自動車を売却した。
- ②原動機付自転車又は、小型特殊自動車を譲渡した。
- ③原動機付自転車又は、小型特殊自動車を廃棄した。

▼原動機付自転車及び小型特殊自動車は一時抹消制度がありません

原動機付自転車及び小型特殊自動車は、登録の一時抹消について道路運送車両法に定められていないため、**一時的に利用しないという理由での廃車手続きは受付することができません**。軽自動車税（種別割）は、車両を

所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、制度上、道路を走行していない車両であったり、ナンバープレートとの交付を受けていない車両であっても課税対象になります。

また、廃車手続をした後に使用が確認された場合は、確認した日から遡って最大5年間課税いたします。

廃車手続きを受付できない例については、次の「よくあるご質問（Q＆A）」をご覧ください。

■よくある「質問（Q＆A）」

Q 1 原動機付自転車を一時的に乗らない場合廃車できますか？

A 1 原動機付自転車と小型特殊自動車については、登録の

一時抹消について道路運送車両法に定めがないため、廃車手続きを受付できません。

Q 2 公道を走らない農耕用作業機（田植機、コンバイン等）および小型特殊自動車（フォークリフト等）は、登録の手続きが必要ですか？

A 2 地方税法上、公衆用道路を走行する有無に関係なく所有者に課税されるため、登録の手続きが必要です。

Q 3 公道を走らなくなったのでナンバーを返納したい

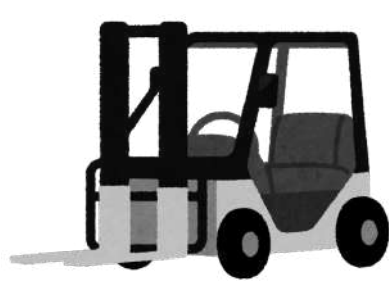
A 3 地方税法上、公衆用道路を走行する有無に関係なく所有者に課税される

ため、廃車手続きを受付できません。

Q 4 しばらく原動機付自転車を利用しないためナンバーを返納し、家で保管したい

A 4 軽自動車税は車両の所有に対して課される税金ですので、返納の受付はできません。（地方税法第443条、下川町税条例第80条）

■お問い合わせ
町民生活課 税務係
☎ 4・2511 内線524



お知らせ

生活・仕事相談会を開催
します

生活や仕事などに関する
悩みごと、困りごとな
どについてご相談くだ
さい。【要事前予約】

開催日時

8月4日(火)

9月8日(火)

①午前10時

午前10時50分

②午前11時

午前11時50分

の2回

開催場所

総合福祉センター「ハピ
ネス」

申込期限

開催日前日の午後3時
までに電話、FAX、
メールで予約してくださ
い。

相談料

無料

申込先・実施主体

自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしん
センター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokk

aido.jp

その他

相談開始時間確認等の
ため、センターにより電
話連絡することがありま
す。

お知らせ

弁護士による巡回無料法
律相談

弁護士が身近にいない
ため法律問題のアドバイ
スが受けられず、貰える
ものが貰えなかったり、
払わなくていいものを
払ってしまったたりするな
ど、守られるべき権利が
守られていない事態が起
きないよう、町内で無料
法律相談を開催します。
相談には、旭川弁護士
会所属の弁護士法人道北
法律事務所の弁護士が対
応いたします。

秘密は厳守されますの
で、この機会にぜひご相
談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30
分とさせていただきます
す。相談に際しては、予
約のみとさせていただきます
ますので、事前の申し込
みをお願いいたします。
予約状況によっては、ご
希望時間に添えないこと
もありますので、ご了承
ください。

日時

8月24日(月)

午後1時15分

午後5時5分

運転免許証更新時講習
(8月6日から9月10日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)

8月6日(木)午後2時

9月3日(木)午後7時

■初回更新者講習(2時間)

9月10日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

8月6日(木)午後5時30分

8月20日(木)午後2時

9月10日(木)午後5時30分

■優良運転者講習(30分)

8月6日(木)午後7時

8月20日(木)午後1時

9月3日(木)午後6時

9月10日(木)午後1時

下川交通防犯センター

■優良運転者講習(30分)

9月7日(月)午後1時

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)
R8年6月16日～R8年7月15日受領分

・下川町に
あけぼの園事業として
武藤 昭広(班溪)

森林づくり事業として
株式会社 東京マルイ(東京都)

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
班 溪 武藤 昭広(亡父)
士 別 市 二浦 知子(亡父)
西 町 西村 義和(亡義母)

場所

公民館3階A会議室

相談担当

笠原 裕治 弁護士

主催

旭川弁護士会

共催

下川町

申込先

町民生活課生活環境係

☎4-2511

内線521



『私の最後の羊が死んだ』



河崎 秋子／著
小学館

作家でもある著者が羊を飼い始めて、そして終えるまでの体験談。羊にまつわるさまざまな話、羊飼いとての苦労や矜持が綴られている。

『金田一耕助の間取り』



木魚庵／文、本間至／絵
エクスナレッジ

一級建築士が名探偵、金田一耕助が解決した15の事件簿に登場する建築物の間取りを徹底考察。カラーイラストでわかりやすい。



『毒のある生き物と
おうきゅうてあて
応急手当』



高岳 昌江／編著
あすなろ書房

生き物たちと適切につきあうため、生き物たちの毒によるいたみやかゆみをやわらげる応急手当をしようかい。

児童書

この他にもたくさんあります。



お悔み申し上げます

住所 氏名 年齢
西町 丸山 キヨ子 98歳
共栄町 二浦 敏道 77歳

住所 氏名 父母の名
共栄町 川谷 和奏 直輝
旭町 藤澤 かの 拓美
南町 堀口 ときの (美宗一紀朗)

ご誕生おめでとうございます

(6月11日～7月10日受付)

戸籍の窓口 (敬称略)

編集後記

2026年6月末現在

人の動き()は前月比

■人口	2,675	(-3)
男	1,303	(-2)
女	1,394	(-1)
■世帯	1,572	(-1)
出生	3	死亡 5
転入	7	転出 8

交通事故死ゼロ日数
4037日

毎年恒例の「森シャム」が今年も開催されました。2日目は朝から雨が降り続くあいにくの天気となりましたが、ライブやチャレンソーアートをはじめ、さまざまな催しが行われました。振り返ってみると、今年はイベント時に雨が多く、「雨男」になってしまったのではないかと感じています。アイスキャンドルミュージアム2日目、植樹祭、小学校運動会など、いずれも雨の影響を受けました。てるてる坊主でも作ろうかと思っています。雨といえば、小学生の頃、キャンプに連れて行ってもらう予定の日。雨が降ったことを思い出します。何とか晴れてほしいとててるてる坊主を作りましたが、出発前から雨。親からは「中止」と言われましたが、どうしてもあきらめきれず、無理を言って連れて行ってもらい、雨の中のキャンプをしたことを思い出します。今思えば、駄々をこねて親には大変な苦労をかけてしまったなと感じます。これから本格的な暑さが続きます。十分な水分補給と睡眠を心掛けながら、皆さまも素敵な夏をお過ごしください。(T・K)

まちのカレンダー

◎日程や場所などが変更になる場合があります。

ご利用、お申込みの際は、必ず担当にご確認ください。

◎紙面の都合上行事や施設の名称を省略しています。

◎会議は一般の人が傍聴できるものを掲載しています。

◎町立病院夜間診療：受付は18:30までです。

◎あそびの広場：就学前の乳幼児と保護者の交流の場です。

◎0歳児あそびの広場：0歳児と保護者の交流の場です。

※いずれも場所は認定こども園「こどものもり」です。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
8/2 8	3 夏休みプール教室	4 乳幼児予防接種 13:00 ノルディックウォーク 18:00	5 乳児相談(6～7か月児) 9:30 夏休みプール教室	6 あそびの広場 10:00 夏休みプール教室	7	8 夏休みラジオ体操最終日 (7/24～8/8※日曜を除く)
9	10	11	12 0歳あそびの広場 10:00	13 あそびの広場 10:00 町立病院夜間診療	14 ふるさと交流館無料開放	15 ふるさと交流館無料開放
16 ふるさと交流館無料開放	17 五味温泉休館日	18 乳幼児予防接種 13:00	19 小学校2学期始業式 中学校2学期始業式 高齢者運転免許証 返納相談会 10:00	20 あそびの広場 10:00	21 安心・安全スマホ講座 13:00	22
23 陸上自衛隊音楽演奏会	24 下川商業高校始業式	25 乳幼児予防接種 13:00	26 0歳児あそびの広場 10:00	27 あそびの広場 10:00 町立病院夜間診療	28	29
30	31 国民健康保険税、 介護保険料、 後期高齢者医療保険料 第1期納付期限	1 乳幼児予防接種 13:00	2 乳児健診 13:15	3 あそびの広場 10:00	4 乳児相談(9～10か月児) 9:30	5 第6回山びこまつり 10:00 9